4	ニ	第.	4 -	/ <del>^</del>	条関	UT.
1	ST SE	\. <del>.</del> #5	15	( #5 5	(栄)(栄)	灬

## 消防水利事前協議書

副課長	担当長	担当	起案責任者	
				← 記入不要です。

【開発行為等における消防水利の指導基準】

※必ず開発区域	或が分かる	地図を	を添付して	くださ	را.				No.	-	<b>←</b>	- 記入不要です。			
日 時	令和	6	年 4	月	<b>1</b> 日		:	^	~	:	←	・送付日のみ記入してください。			
協議場所		□ 課窓口			□会議室■		その代	<u>t</u> (	メー	ール	<b>(</b>	· 送信方法(メール又はFAX)を記載してください。			
対応者	警防救急課:									<b>←</b>	- 記入不要です。				
相談者	(株)トヨタ開発設計 消防 太郎									<b>←</b>	- 事業者名+担当者名を記入してください。				
協議目的	■ 分譲宅地 □ 共同住宅等 □ その他(									)	<b>←</b>	· 該当にレ又は■を記入してください。			
	場 所 <mark>豊田市長興寺 5 丁目 1 7 – 1 他 2 筆</mark>									<b>←</b>	<b>・筆が多い場合は「他○筆」等の記入でも構いません</b>				
	面積	土	:地	2,000	) mi	建物	3	正べ 1	,000	m	<b>←</b>	- 建物はなければ記入不要です。			
	地 目	雑種地他								<b>←</b>	- 筆が多い場合は「○○他」等の記入でも構いません				
協議概要					に係る手続 fi設は必要		る条例第6	条に規	定する	行為である					
	内 容		豊田市土地利用対策会議にかかる土地開発行為の事業であるが、 消防水利の新設は必要か						<b>←</b>	・該当にレ又は■を記入してください。					
協議結果	水利		必要		免除	口	寸象外	□ そ	の他 (	( )	<b>←</b>	・これより下は記入不要です。			
-															

					指導チェ	<b>Γ</b> ック				
水		◇市 街 垱	也	近隣商業・商業・工業・工業専用地域 半径			半径100m			
ラ 利 イ 適		◇準市街地 その他の地域・用途地域の指定なし								
ン合		その他	3	市街地、	準市街地	半径140m				
	10	,000㎡未清	000mi未満		)基準に規定する給水能力を有する付近の消防水利に包含で 3分に限って、消防水利の設置を免除することができる。					
		1,000㎡ 建築延べ		で [5,000㎡以	上					
開		1,000m	未満	で計画戸数	25戸以上	防火水槽又は消火栓				
発		1,000ന്	以上	10,000㎡オ	≂満					
面積	10,000㎡以上			付近の消防水利に関係なく、当該開発面積を一定の円で全て包含する のに必要な数以上を開発区域内に設置すること。						
		10,000	㎡以	上25,000㎡以下		防火水槽1基とし、包含できない部分は、 新たな防火水槽又は消火栓で補完				
		25,000	m超			防火水槽は開発面積を25,000㎡で除した数(端数は繰り上げ)とし、包含できない部分は、 新たな防火水槽又は消火栓で補完				
	消 防火水槽 開			発行為等における消防水利の指導基準第4条のとおり						
i):		消火栓	開発行為等における消防水利の指導基準第8条のとおり							
利 の	-	標識	当消防本部が指定する形式及び規格							
規	₹	検 杳	防力	火水槽 中間検査(据付)及び完了検査(水張検査)						
格	3	-IX E	消/	火栓 完了検査						